初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六―一四）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の二」に、「―第四条」を「・第四条」に改める。

別表第一のイ⑴行政職給料表等級別職務区分表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

イ⑴　行政職給料表等級別職務区分表

職務の等級	区分	職名
１級	知事等の事務部局	主事
		司書
	教育委員会の事務部局	主事
２級	知事等の事務部局	主任主事
		主任司書
	教育委員会の事務部局	主任主事
３級	知事等の事務部局	主席
		工事検査主席
	教育委員会の事務部局	指導主事
		社会教育主事
		主席
４級	知事等の事務部局	専門員
		車庫長
		衛視長
		副車庫長
		副衛視長
		船長
		副船長
		機関長
		副工事検査員
		助教
	教育委員会の事務部局	管理主事
５級	知事等の事務部局	室長補佐
		主任専門員
		工事検査員

		准教授
	教育委員会の事務部局	室長補佐
		班長
６級	知事等の事務部局	副本部長
		室長
		政策調査幹
		工事検査幹
		企画幹
		情報発信幹
		営業戦略幹
		県政広報幹
		海外戦略調整幹
		センター等の副局長
		センター等の所長
		文書館長
		鳥居龍蔵記念博物館長
		校長
		副所長
		副校長
		農林水産総合技術支援センターの課長
		推進幹
		収用委員会事務局の次長
		本部の次長
		事務所長
		副工事検査幹
		センター等の次長

		副館長
		農林水産総合技術支援センター農業大学校の教頭
		センター等の担当室長
		分室長
		教授
		出納室長
		本部の課長
		センター等の教頭
	教育委員会の事務部局	事務局の室長
		政策調査幹
		推進幹
		教育幹
		副所長
		主幹
		教育機関の次長
		統括管理主事
		統括指導主事
		統括社会教育主事
		総合教育センターの課長
７級	知事等の事務部局	困難な業務を行う副本部長
		参事
		特に困難な業務を行うセンター等の所長
		困難な業務を行う副所長
		上席政策調査幹
		部等の所長
		困難な業務を行うセンター等の副局長

		困難な業務を行うセンター等の所長
		困難な業務を行う校長
		困難な業務を行う農林水産総合技術支援センターの課長
	教育委員会の事務部局	困難な業務を行う教育機関の所長
８級	知事等の事務部局	本部長
		副理事
		センター等の局長
		困難な業務を行う規模の大きいセンター等の所長
		院長
		二十一世紀館長
		部等の副局長
		大学・産業創生統括監
		図書館長
		博物館長
		近代美術館長
		特に困難な業務を行う校長
	教育委員会の事務部局	副教育長
９級	知事等の事務部局	政策監補
		監察局長
		統括本部長
		理事

別表第一のロ⑴研究職給料表等級別職務区分表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

ロ⑴　研究職給料表等級別職務区分表

職務の等級	区分	職名
２級	知事等の事務部局	主任主事
		主任研究員
		主任学芸員
		研究員
		学芸員
３級	知事等の事務部局	上席学芸員
		専門学芸員
		学芸係長
		主席
４級	知事等の事務部局	統括研究員

別表第１のハ医療職給料表(一)等級別職務区分表中「

所長
保健所長

」を「

副局長
所長
保健所長
災害医療幹

」に改め、同表のく公安職給料表等級別職務区分表中「

困難な業務を行う警察署の課長

」を「

困難な業務を行う警察署の課長
困難な業務を行う交番所長

」に改める。

別表第二のト小学校中学校教育職給料表等級別資格基準表中「養護助教諭」を「養護助講師教諭」に改める。

別表第六のト小学校中学校教育職給料表初任給基準表中「養護助教諭」を「養護助教諭講師」に改め、同表の備考中「備考第１項」を「備考」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。